

派遣留学生の帰国後における授業科目履修に関する手続等取扱要領

1 . 新規登録について

- (1) 通年科目・集中科目以外の科目については、登録後に授業（補講を除く）を授業予定総時数の3分の2以上受講できる場合は、新規登録期限の延期が認められる。
ただし、いずれも欠席時数が履修要項等の定めを超えた後に登録することはできない。
- (2) 通年科目については、授業開始日から原則として70日目を新規登録最終期限とする。
ただし、留学先大学の学期末が本学の新学年度の登録期間を過ぎる場合、留学先大学で受験を必要とする試験の最終日の7日後まで登録延期が認められる。
- (3) 夏期集中講義科目の新規登録期限は、第2クォーター授業終了日とする。冬期集中講義科目の新規登録期限は、第4クォーターの途中に授業が行われる場合は、当該授業開始日の前日まで、第4クォーター授業終了日以降に授業が行われる場合は、第4クォーター授業終了日とする。

2 . 通年科目の継続履修について

(1) 継続履修

学年中途で外国に留学する学生は、2. (2) に定める手続を行うことで、留学前履修中の授業科目を、クォーター単位で、留学後に継続して履修することができる。ただし、帰国後に同一科目が開講されていないときは、継続して履修することができないことがある。

(2) 継続履修の手続

2. (1) の継続履修のためには、留学前に教務課において、所定の手続を経、かつ帰国後に、帰国後履修すべきクォーターの授業開始日から35日目までに履修継続の登録をしなければならない。

3 . 演習等について

各学科によって異なる。『派遣留学生の「演習」等の認定方法』に定めるところによる。なお、演習科目の登録期限・方法については上記定めによらない。

附 則

この要領は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、2017年4月1日から施行する。